

高齢者・障害者・ひとり親世帯 移転費用等助成



紋章



シンボルマーク

《申込・問合せ先》

文京区福祉住宅サービス

〒112-8555 文京区春日1-16-21

文京シビックセンター11階 北側

電話 03-5803-1238

助成の申請は、転居先の賃貸借契約の前に行ってください。

※賃貸借契約後の助成申請は受け付けられませんのでご注意ください。

1 事業概要

現在、区内の民間賃貸住宅にお住まいの高齢者世帯等が、「立ち退き」(合意の有無は問いません。)又は「住環境改善」のために、区内の民間賃貸住宅に転居する場合、「移転費用」及び「転居する前の家賃と転居した後の家賃の差額」を助成することで、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう支援します。

2 助成内容

(1)移転費用助成

- ① **助成内容** 礼金、仲介手数料、引越経費の合計額(消費税を除く。) 不用品の処分・設備の設置工事・クリーニング等、対象とならない項目があります。
- ② **助成限度額 15万円** 立退き料の受領によって減額される場合があります。

(2)家賃差額助成

- ① **助成限度額 月額2万円**
 - 立退き料の受領によって減額される場合があります。
 - 転居後の家賃が転居前の家賃より下がる場合は、家賃差額助成の対象にはなりません。
 - 助成開始日・終了日又は助成期間中に助成要件を満たさなくなり助成を取り消した日が月の末日でない場合、助成額は日割りとなります。(百円未満切捨て)
- ② **助成期間 2年間** 家賃を負担していない月がある場合や助成期間中に助成要件を満たさなくなった場合など、助成期間が2年間とならない場合があります。

③ 助成額の算出

転居後の家賃 負担率 所得による負担【A】
 円 × % = 円

転居前の家賃【B】
 円

AとBを比較して
 高い方の額【C】

転居後の家賃 助成額
 円 - 円 = 円

所得金額(円)	負担率
0円～780,000円以下	20%
780,001円以上～1,380,000円以下	40%
1,380,001円以上	60%

※所得金額から負担率
 をご確認ください

【メモ】

3 助成要件

対象世帯 (いずれかに該当)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 65歳以上のひとり暮らし又は、65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成される世帯 2. 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯 3. 18歳未満のお子さんがある母子家庭・父子家庭又は、父母の死亡等により、18歳未満のお子さんを祖父母等が養育している世帯^{(※1)(※2)}
資格の要件 (すべてに該当)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 区内に引き続き1年以上居住している。 <input type="checkbox"/> <u>立ち退き又は住環境改善のため</u>、区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅へ住み替える。^(※3) <input type="checkbox"/> 前年の世帯の年間総所得(4～5ページの控除を適用した後の金額)が189万6千円以下である。
その他 (すべてに該当)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく住宅扶助を受けていない。 <input type="checkbox"/> 高齢者賃貸住宅登録事業の家賃助成を受けたことがない。 <input type="checkbox"/> 本制度を利用したことがない。 <input type="checkbox"/> 暴力団員でない。 <input type="checkbox"/> 住民税を滞納していない。 <input type="checkbox"/> 家賃を滞納していない。 <input type="checkbox"/> 転居後の家賃が、単身13万円以下、世帯17万円以下である。^(※4)

※1 家賃差額助成は、助成決定時に最も年齢の低いお子さんが18歳に達した日の属する年度の末日までを助成対象期間とします。(助成期間が2年間とならない場合があります。)

※2 離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続きの着手を証明できる方を含みます。

※3 以下の住宅にお住まいの方及び転居する方は助成を受けられません。

- 公営・公社・UR賃貸住宅(都市再生機構住宅)等の公的住宅
- 社宅等の給与住宅(会社の所有又は借上げ住宅)
- 1年未満の短期間契約の住宅
- 2親等以内の親族(役員を務める法人を含む)の所有又は借上げ住宅
- 自営等で自宅の家賃を税申告において経費に計上している住宅
- 定期建物賃貸借契約の期間満了により賃貸借契約が終了する住宅
(住環境改善又は転居先の場合は可能)

※4 転居後の家賃が基準を超える場合、いずれの助成も受けられません。ただし、転居後に再度転居前(賃貸借契約前)申請を行うことは可能です。(再度の転居前(賃貸借契約前)申請を行わずに賃貸借契約を締結した場合、助成を受けられないので、ご注意ください。)

【住環境改善の内容】

区職員が転居前後の住宅の実態調査を行う場合があります。

※転居により、次のいずれかの状況が解消されなければ助成は受けられません。

ア	台所が共同である
イ	トイレが共同又は和式である
ウ	風呂が設置されていない又は共同である
エ	階段に手摺り等がない(高齢者世帯、身体障害者世帯のみ)
オ	段差等がある(高齢者世帯、身体障害者世帯のみ)
カ	エレベーターが無い住宅の二階以上に居住している(高齢者世帯、身体障害者世帯のみ)
キ	文京区すまいる住宅登録事業実施要綱に規定する住宅に住み替える
ク	旧耐震基準の住宅(昭和56年5月以前に建築確認を受けた住宅)から新耐震基準の住宅(昭和56年6月以降に建築確認を受けた住宅)に住み替える
ケ	専有面積が15㎡未満の住宅から15㎡以上の住宅に住み替える。

【所得からの控除について】

次の各種控除にあてはまる場合は、所得金額からそれぞれの控除金額を差し引きます。

1 世帯の所得金額の合計から差し引くもの

	控除の種類	控除金額	内 容
1	基礎控除振替分	1人につき10万円	給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方 ※給与と年金の両方の所得がある方は、福祉住宅サービスまでお問合せください。
2	同居親族控除	1人につき38万円	①同居者(申込者以外の方) ②同一生計配偶者で入居者・同居者以外の方 ③扶養親族で入居者・同居者以外の方
3	特定扶養控除	1人につき25万円	扶養親族(配偶者を除く)のうち、16歳以上23歳未満の方

4	老人扶養控除	1人につき10万円	扶養親族又は同一生計配偶者で70歳以上の方
5	障害者控除	1人につき27万円	①愛の手帳3度・4度の方 ②精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) ③身体障害者手帳3級～6級の方 ④戦傷病者手帳第4項症～第2目症の方 ⑤65歳以上の方で、上記①又は③と同程度である者として福祉事務所長の認定を受けている方
6	特別障害者控除	1人につき40万円	①愛の手帳1度・2度の方 ②精神障害者保健福祉手帳1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) ③身体障害者手帳1級・2級の方 ④戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方 ⑤精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 ⑥原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ⑧65歳以上の方で、上記①又は③と同程度である者として福祉事務所長の認定を受けている方

2 該当する方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

1	寡婦控除	27万円	ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに該当する方 ①夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次の(1)と(2)の両方にあてはまる方 (1)年間所得金額が5,000,000円以下の方 (2)扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が5,000,000円以下の方
2	ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、次の(1)と(2)の両方にあてはまる方 (1)年間所得金額が5,000,000円以下の方 (2)生計を一にする子を有する方

4 申請手続

(1) 転居前(賃貸借契約前)申請

① 必要書類

- 助成申請書(所定様式)
- 現在お住まいの住宅の賃貸借契約書と家賃の領収書(通い帳等)
- 前年中の所得を証明する書類(住民税課税(非課税)証明書)
※住民税課税(非課税)証明書は税務課(10階)、戸籍住民課(2階)及び地域活動センター等で取得できます(1通 300円)。
※課税決定前(毎年1月～6月上旬)の申請は、直近の源泉徴収票、年金振込通知書等をご提出ください。
- 障害者世帯:身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ひとり親世帯:戸籍謄本(住民票は不可)
- 離婚手続きに着手している世帯:事件係属証明書、訴状の副本等

◆申請理由により必要なもの(必要な方のみ)

・「立退き」の場合

- 家主の証明書(所定様式。家主の署名、押印があり、立退きの理由が記載されたもの)

・「住環境改善」で、旧耐震基準の住宅(昭和56年5月以前に建築確認を受けた住宅)から転居する場合

- 建物所有者及び建築竣工年が確認できる書類(建物登記事項証明書又は固定資産税納税通知書・課税明細書の写し等 ※発行から1年以内のもの)

② 有効期間 助成決定の日から1年間

転居後(賃貸借契約後)申請における支給申請日が有効期間内でない場合、助成を受けられません。

(2) 転居後(賃貸借契約後)申請

必要書類

- 支給申請書・支払金口座依頼書・請求書(所定様式)
- 転居後の住宅の賃貸借契約書(家賃上限あり。「3 助成要件」を参照)
- 住民税課税(非課税)証明書 ※(1)で未提出の方
- 礼金・仲介手数料・家賃の領収書(支払った金額の内訳がわかるもの)
- 引越経費の領収書(引越し業者等に支払ったもの)と見積書(内訳がわかるもの)
- 振込先の口座がわかる通帳等(申請者本人の口座に限る。)
- 印鑑(シャチハタ等スタンプ印は使用できません。)

◆申請理由により必要なもの

・「住環境改善」で、新耐震基準の住宅(昭和56年6月以降に建築確認を受けた住宅)に転居する場合

- 建物所有者及び建築竣工年が確認できる書類(建物登記事項証明書又は固定資産税納税通知書・課税明細書の写し等 ※発行から1年以内のもの)

(3) 申請窓口・問合せ先

文京区福祉住宅サービス(文京シビックセンター11階 北側)

電話 5803-1238

5 注意事項

- ◎ 賃貸借契約書、領収書等は原本をお持ちください。窓口でコピーします。
- ◎ 転居前及び転居後の申請日が契約期間内である賃貸借契約書が必要です。賃貸借契約を更新している場合は、更新契約書も必要になります。助成金の支給を受けるまでは、転居前の賃貸借契約書(更新契約書を含む。)を破棄しないよう、ご注意ください。
- ◎ 申請者と賃貸借契約書の契約者名及び入居者名(同居人を含む。)が異なる場合、又は家賃をご自身で負担していない場合などは、助成の対象になりません。ご不明な場合、事前に文京区福祉住宅サービスへご相談ください。
- ◎ 助成決定の有効期間(助成決定の日から1年間)経過後も、再度転居前(賃貸借契約前)申請を行うことで、助成を受けることが可能です。有効期間経過後に、再度の転居

前(賃貸借契約前)申請を行わずに賃貸借契約を締結した場合、助成を受けられませんので、ご注意ください。

- ◎ 区内に引き続き1年以上居住していること、及び転居後の住所を住民記録で確認します。
- ◎ 助成期間中に助成要件を満たさなくなった場合(例:住宅を退去した、同居家族の変更により対象世帯に該当しなくなった、生活保護を受給することになった等)は、必ず速やかに文京区福祉住宅サービスへ報告してください。助成金を支給した後に助成要件を満たさなくなったことが判明した場合、既に支給している助成金を助成要件を満たさなくなった日にさかのぼって返還していただきます。